

## 目次

### 【コラム】

#### 「償却資産申告書」

#### 受理の工夫①

【今月の質問】は、今月は休みと  
させていただきます。



主席研究員 笹目孝夫

#### <筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税  
部財政局及び区役所にて固定  
資産税部門の専任職・税務表彰  
受理）2015年 横浜市財政  
局主税部税務課償却資産センタ  
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固  
定資産税（償却資産）研修講  
師、全国版研修ビデオ「はじめの  
一歩」「償却資産の基礎」ほか研  
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却  
資産の固定資産税実務の現場  
から」（神戸市ほか）著作「償却  
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地  
調査研究委員会」委員歴任  
総合鑑定調査 主席研究員  
資産評価システム研究センター

特任講師 ほか

# 償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和4年1月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改  
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

## 【コラム】「償却資産申告書」受理の工夫①

「償却資産申告」受理には、「窓口」「電子申告」「郵送」があり、  
また、それに付随した実務に「電話」での質問がある。

まず、償却資産を窓口で受理することは、納税者（税理士が、申告書  
をまとめて持参も含む）と接して話ができる数少ない機会の場と考える  
のがよい。

この機会を利用しない手はない。ここで単に申告書を受理して、受付  
印を押して控えを返すだけではだめだ。このあとには、直接、顔をあわ  
せることとなるのは、償却資産実地調査ということになってしまう。

償却資産申告書は、出先の支所、出張所、また、同じ職場でも他の職  
員が受け取るということもある。これらも想定して備えなければならない。  
ある自治体では、かつて、出先の支所の窓口職員たちに集まってもら  
い、申告書の受理のポイント研修を午後五時以降に行ったこともある  
が、担当者でなくても、償却資産の内容、最低限のチェックポイントを  
知ってもらっていると、その後の実務がずっと効率的なものになる。

国税の確定申告書を提出にいくと、長い時間待たされても、税務署の  
職員が、書類を見て、瞬間的に適格な指摘をしてくれる。これも、税務  
署職員がミス発生のポイントを理解しているからだ。

償却資産の場合は、市町村によって、申告書提出も表紙明細書を受理  
する方式、複写形式で受理印を押して返還する3枚複写方式など、さま  
ざまではある。

共通したチェックポイントには、増加した資産の耐用年数の未記入。  
増加した資産は新規なのか、漏れなのか、他市町村からの移動なのか。  
複数年の申告をまとめて提出された場合の年度が明確化されているか。  
表紙と増減明細書の合計額は一致しているか等々がある。最重要なのは  
連絡先の電話番号の漏れだ。申告者と連絡さえとることができれば、次  
に動ける。連絡先の記入がないと、連絡先を調べるところからの作業が  
必要になり、そこで時間がとられる。

下記は現役時代作成した窓口担当者に配布したチェック表の一部だ。

#### <申告書窓口受付チェック表>

- 提出企業の連絡先（電話番号）
- 所有者コードの記入。（申告書。資産明細書）  
（注意）申告書と資産明細書が分離されると判別が困難になる！
- 受理した申告書と明細書をホチキスでとめる。
- 増加資産の耐用年数が未記入ではないか。
- 増加資産の資産種類の欄が未記入になっていないか。
- 増加事由の欄の記入（移動、申告漏れ）の記入はあるか。
- 備考の欄に「資産なし」「増減なし」等の記入はあるか。
- 即時償却の対象資産について明瞭に表示されているか。
- 申告書の取得価額は正しく記入されているか。
  - ① 資産種別が申告書表紙と明細書で一致しているか。
  - ② 取得価額の合算額は正しい金額が記入されているか。

株式会社

## 総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

### <お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

□ 非課税、課税標準額特例は資料が添付されているか。

そのほかに、申告締切日に近づくほど、質問「電話」が多くかかってくる。

横浜市税務職員時代に、センター化したので、約50人の償却資産担当者がいた。そこで、困るのは電話での質問にばらばらな回答をされることだった。電話での不案内な回答では、余計な問題が発生する。そこで「電話回答基準」として回答事例集(96項目)をまとめることとした。

それが、今では県主催や近隣市町村地区別研修などで、それを使用している。研修では、周辺の自治体での、考えの統一感を確認するためにも利用している。

電話での「よくある質問」をまとめたものは、一度、きちんと作成して、回答がぶれることはなくなる。そして、市町村の後輩担当者も使用できるものとして残しておくとても便利だ。

質問内容の一部を紹介すると、次のようなものがある。

- この税金はいつからあるのか。増税により最近できたのか。
- 確定申告をしているが、償却資産の申告も必要か。
- 以前から開業しているが、今年初めて申告書がきたのはなぜか。今までは申告書が来なかったので申告していなかったのだが。
- 移転をしたので送達先を変更して欲しい。
- 税理士から義務者の申告書を税理士宛に送ってほしい
- 申告書の提出にあたり返信用封筒は入れなければならないのか。
- 申告書の提出方法は、市町村ごとに違うのか。
- 廃業していれば申告は不要か
- 現在休業中のため申告しなくて良いか。
- 「資産なし」でも、申告をするのか。
- 「資産の増減なし」でも、申告をするのか。
- 資産の増減の変化がないので、電話で対応してほしい。
- (税理士より)担当しているお客の申告を今年から担当している。前の税理士がどうやって申告していたか詳細が分からない。前年の申告内容を教えてもらうことはできるか。
- 明細書に誤りがあったため、ファックスで差し替え版を送っても良いか。
- 世話になっている税理士はいるが、償却資産については担当してもらっていない。税理士の項目に書いておく必要があるのか・・・等々

以上のような、相手の確認が不十分な電話での質問には、どう市町村で判断して、どう応えるのか、事前に、まとめておくことでトラブルは防げる。

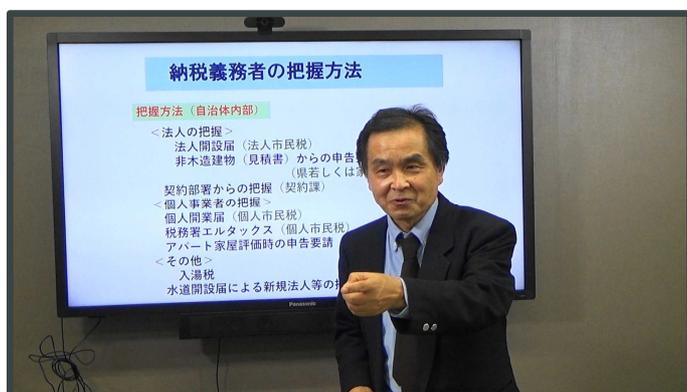
<償却資産定期課税業務 電話回答基準 【目次】>

概説	1 ~ 4
申告書の提出	5 ~ 4 4
申告書の内容(家屋区分・経理等)	4 5 ~ 7 1
申告書の内容(非課税・特例等)	7 2 ~ 7 8
縦覧・証明	7 9 ~ 8 2
電子申告	8 3 ~ 8 7
他部署	8 8 ~ 9 6

# 償却資産 担当実務者向けレポート 無料解説動画のご案内

これまでに約200以上の自治体の償却資産実務の現場に研修等で関わってきた  
笹目孝夫 主席研究員（元横浜市財政局主税部 償却資産専任職）が執筆する  
「償却資産担当事務者向けレポート」について、本人によるレポートの解説動画が  
下記のとおり視聴することができます。

## 【解説動画の様子】



[1月号] では  
「償却資産申告書」受理の工夫について解説を  
しております。

## これまでの解説内容

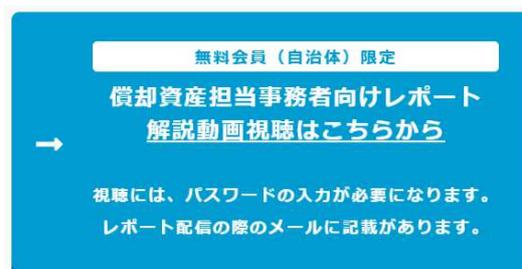
- [9月号]
  - ・横浜市実践事例の紹介ほか
  - ・「納税通知書」送付が返戻された場合の効力
- [10月号]
  - ・「申告の手引き」の可能性 ①
- [11月号]
  - ・「申告の手引き」の可能性 ②
- [12月号]
  - ・「申告の手引き」の可能性 ③

## 動画視聴はこちらから

「総合鑑定調査」のキーワードで検索



こちらのボタンをクリック



パスワードは「 **sogoskt** 」を入力ください。